

令和 8 年度 第 1 回湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会次第

日 時 令和 8 年 6 月 19 日（金）

午後 3 時 00 分

場 所 湯河原町役場第 2 庁舎 3 階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について
- (2) 令和 8 年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画の一部修正について

4 案 件

- (1) 令和 7 年度会務報告について
- (2) 令和 7 年度推進事業の経過について
- (3) 令和 7 年度協議会決算（案）について
- (4) 令和 7 年度共同処理事業等の負担割合及び負担実績について
- (5) 真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消に関する要望(案)について
- (6) 水道広域化専門部会の委員について

5 その他

令和 8 年度第 1 回

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会資料

開催日時	令和 8 年 6 月 19 日（金） 午後 3 時 00 分
場 所	湯河原町役場第 2 庁舎 3 階会議室

目 次

報告（１）	湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について…	P 1
報告（２）	令和８年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画の一部修正 について	… P 5
案件（１）	令和７年度会務報告について	… P 9
案件（２）	令和７年度推進事業の経過について	… P 10
案件（３）	令和７年度協議会決算（案）について	… P 14
案件（４）	令和７年度共同処理事業等の負担割合及び負担実績について	… P 16
案件（５）	真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消に関する要望(案)について	… P 28
案件（６）	水道広域化専門部会の委員について	… P 30

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員名簿

令和8年4月2日現在

湯 河 原 町 (9名)		
(職 名)		(氏 名)
議 長	広域行政特別 委員会委員長	山本 俊明
委 員	広域行政特別 委員会副委員長	土屋 誠一
	広域行政特別 委員会委員	松野 洋一
		松井 一寿
		村瀬 公大
	議 長	室伏寿美夫
	副議長	石井 温
会 長	町 長	内藤 喜文
委 員	副町長	尾仲富士夫

真 鶴 町 (9名)		
(職 名)		(氏 名)
副議長	広域行政特別 委員会委員長	海野 弘幸
委 員	広域行政特別 委員会副委員長	田中 俊一
	広域行政特別 委員会委員	青木 健
		山崎 佳奈
		堀 杏奈
	議 長	天野 雅樹
	副議長	加藤 龍
副会長	町 長	小林 伸行
監 事	副町長	大塚 伸二

※役 員

[会 長] 内 藤 喜 文

[議 長] 山 本 俊 明

[副会長] 小 林 伸 行

[副議長] 海 野 弘 幸

[監 事] 大 塚 伸 二

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、湯河原町、真鶴町（以下「関係町」という。）が共通の利害に結ばれていることにかんがみ、これら関係町の有機的連携を図るとともに諸行政の広域化を推進し、もって住民の福祉を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会という。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両町に関係のある広域的に共同処理すべき事業の推進に関する連絡調整
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次に定める委員によって組織する。

- (1) 関係町の長及び副町長
- (2) 関係町の議会議長及び副議長
- (3) 関係町の議会広域行政特別委員会から選出された委員 各5名以内

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長及び議長、副議長1名を置く。

- 2 会長、副会長の任期は2年とし、両町長の協議によって定める。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議長、副議長は、両町の議会広域行政特別委員会委員長が2年ごとに交代するものとする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の推せんにより、会長が委嘱する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の会議は、2分の1以上の委員から開催の要請があった場合に会長が招集する。
- 3 協議会の会議は、議長が主宰する。
- 4 協議会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決定する。
- 5 会長は、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(幹事会)

第8条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受けて必要な事項を調査研究する。

3 幹事会の幹事は、両町の副町長、関連参事、消防長、議会事務局長及び関連課長とする。

4 幹事会には、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(専門部会)

第9条 協議会に、事業の一部を主掌する専門部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長の属する町役場に置く。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、関係町が負担する。

2 前項の負担割合は、協議会の会議において決定する。

(監事)

第12条 協議会に毎年度協議会の決算を監査するため監事1名を置く。

2 監事は、副会長の属する町の副町長とする。

3 前項の副町長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長の属する町の議会広域行政特別委員会の中から同委員会が選出した者をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議にはかり会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年1月25日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 29 年 9 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 3 号に規定する委員の定数については、この規約の施行の日以後、初めて選任される関係町の広域行政特別委員会委員の選任時から適用する。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 6 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

令和8年度 湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画

1 共同処理事業等

(1) 一部事務組合の事業

ア ごみ処理事業

湯河原町真鶴町衛生組合において、「基幹的設備改良工事」が完了し、令和8年1月から24時間運転を開始したごみ焼却施設ほか、粗大ごみ処理施設及び最終処分場を適切に維持、運用し、ごみ処理事業の安定的運営に努める。

(2) 真鶴町から湯河原町への委託事業

ア 消防事業

消防・救急・救助活動の充実強化のため、災害対応特殊救急自動車の更新配備及び消防救急デジタル無線（活動波）の更新を行うとともに、消防職員の資質向上のための専門教育及び救急救命士教育研修を継続的に実施するほか、消防救急デジタル無線、マタニティ・サポート119事業及びNet119緊急通報システム等の適正な運営と維持管理に努める。

イ 下水道事業

下水の処理並びに浄水センターの監視制御設備更新工事など、事業の円滑な推進を図る。また、今後の下水道事業計画等について、協議を行っていく。

(3) 湯河原町から真鶴町への委託事業

ア し尿処理事業

令和2年度から熱海市への事務委託により処理を行っているが、引き続き安定した処理体制の維持を図っていくため、貯留施設の適正な維持管理に努めるとともに、当該施設の今後について検討を進める。

また、熱海市との連絡を密にし、共同で設置した設備の状況及びし尿等の搬入量等について情報共有していく。し尿等の運搬体制については、引き続き委託業者等と連絡体制を維持し、安定した運用を図っていく。

イ 火葬場事業

平成12年の供用開始から25年経過している「真鶴聖苑」の管理運営について、施設・設備に必要な点検・改修を行い、施設の適正な維持管理に努める。

ウ 共有土地管理事業

「真鶴町と湯河原町との共有土地の管理に係る事務委託に関する協定」に基づき、共有土地の適正な管理を図るとともに、令和3年度に策定した旧採石場跡地利用計画に基づき、採石場跡地での建設残土受入等を適正に行っていく。同時に新たな採石場跡地での建設残土受入を行うための実施設計委託を行いつつ、土地の有効活用に対しても継続して検討していく。

2 公の施設の相互利用

(1) 公の施設の相互利用について

両町住民の交流と福祉の向上を図るため「湯河原町と真鶴町の公の施設の相互利用協定」に基づく各公の施設に加え、町民割引を実施していただける民間施設の相互利用を促進する。

※湯河原町の湯河原海辺公園ドッグランが令和8年4月1日より無料化することに伴い、相互利用施設の対象外とする。

3 共同で要望活動等を行う事項

(1) 伊豆湘南道路整備の促進及び西湘バイパスの再延伸について

神奈川県西部と静岡県東部地域を結ぶ規格の高い、伊豆湘南道路整備の早期事業化に向けた具体的な計画策定に向けて、神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会及び伊豆湘南道路建設促進期成同盟会において協議や要望活動を行っていく。

また、西湘バイパス再延伸については、国への要望活動を関東国道協会及び神奈川県道路利用者会議において、引き続き要望を行っていく。

(2) 湯河原パークウェイの活用促進について

湯河原パークウェイは、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な路線である。また、箱根・真鶴・湯河原を結ぶ広域道路ネットワークとして地域住民の利便性からも重要な路線であるため、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しや災害に強い道路の整備と安全対策の実施などについて、引き続き協議や要望活動を行う。

(3) 真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消について

国道 135 号の上下車線では、真鶴駅や新福浦立体交差点付近で、朝夕の通勤時間帯や週末の観光客の通行時間帯に渋滞が発生している。真鶴駅前交差点においては、安全性の確保の点から、道路標示の工事や駅前ロータリーの信号の移設工事を実施し、道路標示の明確化、道路幅員の拡幅、信号表示時間の変更等の対策を講じている。

地域住民にとっては重要な生活道路であることから、有効な対策を道路管理者及び交通管理者と一体となり引き続き検討していく。

4 今後の広域連携について検討、協議する事項

(1) 水道事業の広域化について

両町においては、隣接関係にあり地理的合理性と飲料水の供給・受給関係から水道に関する連携があり、水道広域化の効果が得やすい地域であると考えられる。

神奈川県では、多様な広域連携を促進し、将来にわたって安全で安心な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組の内容等を示す「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定した。これを踏まえ両町の水道事業広域化に向けた検討を行う。

また、両町の現状を踏まえた上で、効果が見込まれる連携方策について引き続き検討を行う。

(2) 教育関係事業について

教育的諸課題のうち、両町に関連するものについて、その都度、検討・協議を行っていく。

(3) プラごみ等資源化減量化検討事業について

両町共同で検討委員会を組織し、両町におけるごみ処理の課題を整理して、ごみ減量化に向けた方策案や目標をまとめるとともに、資源化の推進を図るためプラごみの収集・再資源化の円滑な実施に向けた具体的な検討を行う。

年 月 日	内 容
令和7年5月16日	第1回幹事会（湯河原町役場 第2庁舎3階会議室） ○案件 協議会への提出案件 （１）案件 ア 令和6年度会務報告について イ 令和6年度推進事業の経過について ウ 令和6年度協議会決算（案）について エ 令和6年度共同処理事業等の負担割合及び負担実績について オ 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会役員の改選について
令和7年6月17日	第1回協議会（湯河原町防災コミュニティセンター 2階205会議室） ○案件 （１）令和6年度会務報告について （２）令和6年度推進事業の経過について （３）令和6年度協議会決算（案）について （４）令和6年度共同処理事業等の負担割合及び負担実績について （５）湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会役員の改選について
令和8年1月29日	第2回幹事会（湯河原町保健センター 2階集団指導室） ○案件 （１）令和8年度共同処理事業等の予算案の概要について （２）協議会への提出案件 ア 令和8年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画（案）について イ 令和8年度協議会予算（案）について ウ 令和8年度共同処理事業等の事業費予算について
令和8年3月9日	第2回協議会（湯河原町防災コミュニティセンター 2階205会議室） ○報告 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について ○案件 （１）令和8年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画（案）について （２）プラごみ等資源化減量化検討事業に伴う覚書（案）について （３）令和8年度協議会予算（案）について （４）令和8年度共同処理事業等の事業費予算について
令和8年4月28日	令和7年度決算監査（真鶴町役場） 監事（真鶴町大塚伸二副町長）により、令和7年度決算の監査を実施

1 共同処理事業等

(1) 一部事務組合の事業

ア ごみ処理事業

足柄下郡3町による可燃ごみの共同処理に向け令和5年度から継続事業として実施した、湯河原美化センター基幹的設備改良事業が完成し、令和7年10月から箱根町の可燃ごみの受け入れを順次開始した。

(2) 真鶴町から湯河原町への委託事業

ア 消防事業

消防・救急・救助活動の充実強化のため、無人小型航空機(ドローン)の更新配備及び消防救急デジタル無線(共通波)の更新整備を行うとともに、消防職員の資質向上のため専門教育及び救急救命士教育研修を実施し、救急救命体制の充実を図った。

また、消防救急デジタル無線、マタニティ・サポート119事業及びNet119緊急通報システムの適正な運営と維持管理に努めた。

イ 下水道事業

下水の処理並びに浄水センターの汚泥処理設備改良工事など、事業の円滑な推進を図った。

(3) 湯河原町から真鶴町への委託事業

ア し尿処理事業

令和2年度から熱海市に事務委託し、し尿等共同処理を実施しているが、両町の効率的・安定的な処理体制を維持するため、貯留施設の適正管理・適正運用を図り、両町のし尿等を貯留施設から熱海市前処理施設「エコ・プラント姫の沢」に運搬して前処理を行った後、「熱海市浄水管理センター」に投入して適切な処理を行った。

【令和7年度し尿等搬入実績】

熱海市	<u>8, 303. 06 t (53. 8%)</u>
真鶴町	<u>3, 475. 21 t (22. 5%)</u>
湯河原町	<u>3, 646. 12 t (23. 7%)</u>
計	<u>15, 424. 39 t</u>

イ 火葬場事業

「真鶴聖苑」の管理運営について、経費の節減に努めつつ火葬業務の円滑な実施と、施設改修工事や火葬炉設備の改修を行い、施設の適正な維持管理に努めた。また、熱海市火葬施設の被災に伴う火葬の受け入れ、火葬炉残骨灰売渡を行い収入の増加に努めた。

ウ 共有土地管理事業

真鶴町内にある真鶴町と湯河原町との共有土地について、適正かつ円滑な貸付事務及びその他の必要な管理に努めた。

2 公の施設の相互利用

(1) 公の施設の相互利用について

「湯河原町と真鶴町の公の施設の相互利用協定」に基づき、両町住民の交流と福祉の向上を図るため、公の施設の有効利用を促進するとともに、町民割引を実施していただける民間施設についても、引き続き民間施設の協力をいただきながら相互利用を促進した。

3 共同で要望活動等を行う事項

(1) 西湘バイパスの再延伸について

西湘バイパスの再延伸については、関東国道協会や神奈川県道路利用者会議に参画し、国に対し西湘バイパス延伸整備の早期事業化についての要望活動を実施した。

また、地域の課題を解消するなどの目的を同じとする、伊豆湘南道路整備の早期事業化に向けた具体的な計画策定に向けて、神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会及び伊豆湘南道路建設促進期成同盟会において協議や要望活動を行った。

(2) 湯河原パークウェイの活用促進について

令和8年度県の施策・予算に関する足柄下郡の地域要望として、通行料金の見直しについて国や県の働きかけを要望した。

(3) 真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消について

国道 135 号の上り車線では、真鶴駅や新福浦立体交差点付近で、朝夕の通勤時間帯や週末の観光客の通行時間帯に渋滞が発生している。真鶴駅前交差点においては、安全性の確保の点から道路標示の工事や駅前ロータリーの信号の移設工事を実施し、道路標示の明確化、道路幅員の拡幅、信号表示時間の変更、道路標示の改修等の対策を講じている。

地域住民にとっては重要な生活道路であることから、交差点内で見受けられる事象について、道路管理者及び交通管理者へ、事象の内容説明を行い情報共有を図った。

4 今後の広域連携について検討、協議する事項

(1) 水道事業の広域化について

両町においては、隣接関係にあり地理的合理性と飲料水の供給・受給関係から水道に関する連携があり、水道広域化の効果が得やすい地域であると考えられる。

神奈川県では、令和5年3月に県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組の内容等を示す「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定した。これを踏まえ、両町の水道事業広域化に向け、効果が見込まれる連携方策について検討を行った。また、引き続き検討することを確認した。

(2) 教育関係事業について

教育的諸課題のうち、両町に関連するものについて、その都度、検討・協議を行った。

公の施設の相互利用状況について

1 湯河原町施設における真鶴町民の利用状況

(令和8年3月末現在 単位：人)

施設名	令和7年度	令和6年度	令和5年度	平成13年度 ～令和4年度	累 計	備 考
湯河原海浜公園 テニスコート	348	329	311	3,093	4,081	
湯河原海浜公園 プール	230	300	280	7,234	8,044	夏季のみ営業
湯河原町総合運動公園 多目的広場	1	0	15	1,251	1,267	
湯河原町総合運動公園 弓道場	0	4	11	196	211	令和2年7月 利用開始
湯河原町ヘルシープラザ	3,426	2,924	2,939	41,111	50,400	
湯河原町こごめの湯	4,741	4,903	4,980	134,283	148,907	
町立湯河原美術館	51	80	51	1,181	1,363	有料入館者のみ
湯河原町立図書館	1,261	1,476	1,264	41,630	45,631	利用者数
湯河原町民体育館	39	20	19	990	1,068	平成22年11月開館
湯河原海辺公園ドッグラン	1,804	1,136	822	2,917	6,679	平成28年7月16日 開始
万葉公園管理棟会議室 及び周辺広場	0	0	0	0	0	令和3年4月 利用開始
合 計	11,901	11,172	10,692	233,886	267,651	

前年度との比較 106.5%

2 真鶴町施設における湯河原町民の利用状況

(令和8年3月末現在 単位：人)

施設名	令和7年度	令和6年度	令和5年度	平成13年度 ～令和4年度	累 計	備 考
真鶴町立中川一政美術館	0	34	32	1,972	2,038	令和7年4月1日 から休館
真鶴町立体育館	1,779	2,316	2,069	78,321	84,485	
真鶴町立遠藤貝類博物館	266	298	238	3,870	4,672	平成22年4月開館
合 計	2,045	2,648	2,339	84,163	91,195	

前年度との比較 77.2%

令和7年度 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会収入支出決算書

1 収 入 (単位：円)

項	目	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較	説 明
		当初予算額	補 正 額	計						
1 分担金		100,000	0	100,000	100,000	100,000	0	0	0	
	1 分担金	100,000	0	100,000	100,000	100,000	0	0	0	湯河原町・真鶴町各5万円
2 繰越金		832,000	0	832,000	829,653	829,653	0	0	△ 2,347	
	1 繰越金	832,000	0	832,000	829,653	829,653	0	0	△ 2,347	前年度繰越金
3 諸収入		1,000	0	1,000	1,616	1,616	0	0	616	
	1 諸収入	1,000	0	1,000	1,616	1,616	0	0	616	預金利子
収 入 合 計		933,000	0	933,000	931,269	931,269	0	0	△ 1,731	

2 支 出 (単位：円)

項	目	予 算 現 額					支出済額	不 用 額	説 明
		当初予算額	補 正 額	予備費充当額	流用増減額	小 計			
1 会議費		50,000	0	0	0	50,000	11,119	38,881	
	1 会議費	50,000	0	0	0	50,000	11,119	38,881	会議食糧費(協議会・幹事会のお茶代)
2 事務局費		50,000	0	0	0	50,000	7,983	42,017	
	1 事務局費	50,000	0	0	0	50,000	7,983	42,017	事務用品費 (コピー用紙、鉛筆代)
3 事業費		100,000	0	0	0	100,000	0	100,000	
	1 事業費	100,000	0	0	0	100,000	0	100,000	
4 予備費		733,000	0	0	0	733,000	0	733,000	
	1 予備費	733,000	0	0	0	733,000	0	733,000	
支 出 合 計		933,000	0	0	0	933,000	19,102	913,898	

案件(3)

収 入 合 計	931,269 円
支 出 合 計	19,102 円
収入支出差引残金	912,167 円 を翌年度へ繰越し

令和8年 6月 19日 提出

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会
会長 内 藤 喜 文

以上の令和7年度湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会決算を
審査の結果、その収支は適正に処理されていることを認めます。

令和8年 4月 28日

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会
監 事

真鶴町副町長

大塚 伸二 

令和7年度 共同処理事業等の負担割合及び負担実績について

1 ごみ処理事業

(1) 経費の負担方法

ア 議会費及び総務費は、湯河原町・真鶴町が各50%負担

イ 衛生費及び公債費

(ア) 処理費は、令和7年2月1日から令和8年1月31日までのごみ搬入量比で按分負担

(イ) 施設整備に関する費用は、各事業の定める割合で負担

(2) 両町の負担金額及び負担割合

(単位：円)

	合計	財源内訳			
		負担金			諸収入ほか
		負担金計	湯河原町	真鶴町	
議会費 (負担割合)	692,719	692,719	346,360 50.00%	346,359 50.00%	
総務費 (負担割合)	7,306,615	7,306,615	3,653,308 50.00%	3,653,307 50.00%	
衛生費 (負担割合)	3,386,147,602	462,365,752	378,437,216	83,928,536	2,923,781,850
清掃費	351,644,953	256,697,122	209,362,173 81.56%	47,334,949 18.44%	諸収入 389,363 箱根町 94,558,468
基幹的設備改良事業	2,807,280,795	59,829,142	50,128,357 —	9,700,785 —	国・県 826,909,000 組合債 1,720,800,000 真・箱 199,742,653
組合債管理基金積立金	101,918	0	0	0	預金利子 101,918
最終処分場費	117,501,374	79,155,756	64,559,435 81.56%	14,596,321 18.44%	箱根町 38,345,618
粗大ごみ処理施設費	46,745,644	38,804,733	31,649,140 81.56%	7,155,593 18.44%	諸収入 7,940,911
廃木材処理施設費	39,526,666	10,001,511	8,157,232 81.56%	1,844,279 18.44%	手数料 26,484,200 諸収入 3,040,955
選別処理施設費	23,346,252	17,877,488	14,580,879 81.56%	3,296,609 18.44%	諸収入 5,468,764
公債費 (負担割合)	677,122,477	660,340,098	549,489,736	110,850,362	16,782,379
H24 焼却・粗大規模改修事業	8,833,342	8,833,342	6,912,090 78.25%	1,921,252 21.75%	
H25 焼却・粗大規模改修事業	20,591,114	20,591,114	16,155,788 78.46%	4,435,326 21.54%	
H26 焼却・粗大規模改修事業	16,784,731	16,784,731	13,189,442 78.58%	3,595,289 21.42%	
H27 焼却・粗大規模改修事業	20,283,854	20,283,854	15,999,904 78.88%	4,283,950 21.12%	
H28 焼却・粗大規模改修事業	14,754,872	14,754,872	11,637,167 78.87%	3,117,705 21.13%	
H29 焼却・粗大規模改修事業	9,917,934	9,917,934	9,917,934 100%	0 0%	
H30 焼却・粗大規模改修事業	14,836,080	14,836,080	14,836,080 100%	0 0%	
R1 焼却・粗大規模改修事業	7,381,795	7,381,795	7,381,795 100%	0 0%	

		合計	財源内訳			
			負担金			諸収入ほか
			負担金計	湯河原町	真鶴町	
	R2 焼却・粗大 大規模改修事業	7,086,579	7,086,579	7,086,579 100%	0 0%	
	R3 焼却・粗大 大規模改修事業	6,090,512	6,090,512	6,090,512 100%	0 0%	
	R4 焼却・粗大 大規模改修事業	28,500	28,500	28,500 100%	0 0%	
	R5 焼却・粗大 大規模改修事業	1,503,600	1,503,600	1,503,600 100%	0 0%	
	R6 焼却 大規模改修事業	145,890	145,890	145,890 100%	0 0%	
	R5 基幹の設備 改良事業	21,000	9,343	9,343 100%	0 0%	箱根町 11,657
	R6 基幹の設備 改良事業	7,110,461	3,163,444	3,163,444 100%	0 0%	箱根町 3,947,017
	R6 ストックヤード 整備事業	87,720	87,720	87,720 100%	0 0%	
	H25 処分場既存 廃棄物撤去事業	256,522,760	246,522,760	188,392,693 76.42%	58,130,067 23.58%	繰入金 10,000,000
	H26 処分場 再整備事業	10,433,070	10,433,070	8,198,307 78.58%	2,234,763 21.42%	
	H27 処分場 再整備事業	60,799,608	60,799,608	47,958,731 78.88%	12,840,877 21.12%	
	H28 処分場 再整備事業	93,634,657	93,634,657	73,849,654 78.87%	19,785,003 21.13%	
	H29 処分場 再整備事業	58,918,752	58,918,752	58,918,752 100%	0 0%	
	H30 処分場 再整備事業	55,763,044	55,763,044	55,763,044 100%	0 0%	
	一時借入金	5,592,602	2,768,897	2,262,767 81.72%	506,130 18.28%	箱根町 2,823,705
	予備費	0	0	0	0	
	合計	4,071,269,413	1,130,705,184	931,926,620	198,778,564	2,940,564,229
	(前年度)	1,982,335,625	1,019,100,407	838,697,608	180,402,799	963,235,218

※諸収入ほかの内訳

No.	区分	金額
1	国庫支出金	686,016,000円
2	県支出金	140,893,000円
3	組合債	1,720,800,000円
4	真鶴町負担金（事業）	172,740,631円
5	箱根町負担金	166,688,487円
6	繰入金	10,000,000円
7	廃棄物処理手数料	26,484,200円
8	有価物売却代ほか	16,941,911円
計		2,940,564,229円

ごみ処理事業・利用実績及び負担割合表

I ごみ搬入量調 ()は前年度数値

	令和7年2月1日～令和8年1月31日	
	搬入量	比率
湯河原町	10,103.07 t (11,795.88 t)	81.56% (81.28%)
真鶴町	2,284.30 t (2,717.41 t)	18.44% (18.72%)
合 計	12,387.37t (14,513.29 t)	100.00% (100.00%)

II 基幹的設備改良事業時に協議した負担割合(ごみ焼却施設)

	比率
湯河原町	40.46%
真鶴町	9.05%
箱根町	50.49%
合 計	100.00%

2 消防事業

- (1) 経費の負担方法〔昭和51年3月16日付け協議の規約第3条第2項の規定に基づく令和7年度消防事務受託に要する経費の額及び負担時期の協議による〕

ア 真鶴分署に要する費用は全額真鶴町の負担

ただし、人件費については、管理職及び新採用職員を含む初任教育・専科教育救急科未修了者等を除く職員の平均人件費にて算出するものとする。

イ 監理、監督に要する費用・管理業務に要する費用は職員数割合で算出、PA連携（※1）業務に要する費用は過去5年間の実績業務件数比率で算出

ウ 基本的負担と実績負担に分けて負担した費用は、それぞれ負担対象経費の1/2を基礎額とし、次の割合で算出

基本的負担と実績負担 に分ける委託業務内容	基 本 的 負 担 (基礎額は負担対象経費の1/2)	実 績 負 担 (基礎額は負担対象経費の1/2)
救急業務に要した費用 (人件費を除く。)	人口比率 (熱海市泉地区人口比率含む。)	過去5年間の実績救急業務 件数比率
救助業務に要した費用	人口比率 行政区域面積比率	過去5年間の実績救助業務 件数比率
予防業務に要した費用	防火対象物件数比率	過去5年間の実績許認可・ 予防事務件数
原因調査業務に要した 費用	人口比率	過去5年間の実績火災発生 件数比率
通信業務に要した費用	人口比率 (熱海市泉地区人口比率含む。)	過去5年間の実績救急業 務、救助業務、火災発生の 合計件数比率
マタニティ・サポート 119 事業に要した費用	人口比率	過去5年間の実績業務件数 比率 (実績のない場合は人口比率の み。)

※1 PA連携とは、救急出場する際に、傷病者が心肺停止の状態や、搬送困難な場合に消防隊を応援として増隊するもの。

(2) 真鶴町の負担金額及び負担割合 183,421,717円【前年度 170,364,279円】

区 分	負担対象経費	負担割合	真鶴町負担金
真鶴分署に要した費用	98,472,070円	100.00%	98,472,070円
監理・監督に要した費用	91,181,922円	16.90%	15,409,744円
管理業務に要した費用	47,343,051円	16.00%	7,574,888円
救急業務に要した費用	10,493,417円	1/2×20.57%(基) 1/2×19.41%(実)	2,097,633円
救助業務に要した費用	110,427,848円	1/4×22.13%(基) 1/4×14.68%(面) 1/2×32.58%(実)	28,150,818円
予防業務に要した費用	18,319,619円	1/2×18.60%(基) 1/2×18.86%(実)	3,431,264円
原因調査業務に要した費用	7,723,772円	1/2×22.13%(基) 1/2×25.49%(実)	1,839,029円
通信業務に要した費用	112,490,889円	1/2×20.57%(基) 1/2×19.63%(実)	22,610,667円
マタニティ・サポート 119事業に要した費用	232,239円	1/2×22.13%(基) 1/2×18.00%(実)	46,598円
PA連携業務に要した費用	24,180,000円	15.67%	3,789,006円
合 計 【前年度】	520,864,827円 【457,643,739円】	—	183,421,717円 【170,364,279円】

※負担割合の(基)は基本的負担、(実)は実績負担、(面)は基本的負担のうち行政区
域面積を表す。

実績件数比率表

令和7年度精算資料

1 業務比率表 ※令和6年中実績数値（1月～12月）

年別区分 項 目		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	合 計	
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	比率
救 急 業務比率	湯河原	1,798	1,761	2,044	2,287	2,164	10,054	71.82%
	真 鶴	427	476	578	591	645	2,717	19.41%
	泉	209	263	220	269	266	1,227	8.77%
	合 計	2,434	2,500	2,842	3,147	3,075	13,998	100.00%
救 助 業務比率	湯河原	24	31	38	28	28	149	67.42%
	真 鶴	15	20	17	12	8	72	32.58%
	合 計	39	51	55	40	36	221	100.00%
予 防 業務比率	湯河原	828	955	1,104	1,154	1,177	5,218	81.14%
	真 鶴	185	198	229	309	292	1,213	18.86%
	合 計	1,013	1,153	1,333	1,463	1,469	6,431	100.00%
原因調査 業務比率	湯河原	11	10	4	5	8	38	74.51%
	真 鶴	1	3	3	2	4	13	25.49%
	合 計	12	13	7	7	12	51	100.00%
通 信 業務比率	湯河原	1,833	1,802	2,086	2,320	2,200	10,241	71.77%
	真 鶴	443	499	598	605	657	2,802	19.63%
	泉	209	263	220	269	266	1,227	8.60%
	合 計	2,485	2,564	2,904	3,194	3,123	14,270	100.00%
マタニティ・サポート 119 業務比率	湯河原	11	20	16	20	15	82	82.00%
	真 鶴	3	4	5	3	3	18	18.00%
	合 計	14	24	21	23	18	100	100.00%
PA連携 業務比率	湯河原	153	153	184	174	170	834	84.33%
	真 鶴	34	24	33	33	31	155	15.67%
	合 計	187	177	217	207	201	989	100.00%

2 人口（救助・原因調査・マタニティ）・防火対象物（予防）比率表・行政区域面積（救助）比率表

※令和6年10月1日現在

区 分	湯河原町（比率）		真鶴町（比率）		合 計（比率）	
人 口（人）	23,216	77.87%	6,596	22.13%	29,812	100.00%
防火対象物（件）	1,265	81.40%	289	18.60%	1,554	100.00%
行政区域面積（k㎡）	40.97	85.32%	7.05	14.68%	48.02	100.00%

3 人口（救急・通信）比率表

※令和6年10月1日現在

区 分	湯河原町（比率）		真鶴町（比率）		熱海市泉（比率）		合計（比率）	
人 口（人）	23,216	72.41%	6,596	20.57%	2,251	7.02%	32,063	100.00%

4 監理・監督業務比率（職員比率） $12 \div (79 - 8) = 16.90\%$ ※令和7年10月1日現在

5 管理業務比率（職員比率） $12 \div (79 - 4) = 16.00\%$ ※令和7年10月1日現在

3 下水道事業

- (1) 経費の負担方法〔平成4年3月両町議会議決による規約第2条第2・第3項及び平成5年3月5日付け協定書、確認書による〕

ア 建設費負担

下水道施設の建設等に要する経費から、国庫補助金を減じた額に次の表の負担割合により負担する。

区 分	終末処理場建設費	幹線管渠建設費
湯 河 原 町	69.45%	59.41%
真 鶴 町	20.22%	40.59%
熱 海 市	10.33%	—

イ 下水処理負担

下水の処理に要した経費は、一市二町の予定処理水量の割合に応じて負担し、翌年度に精算する。

(2) 負担額

区 分	経 費	湯河原町	真 鶴 町	熱 海 市
建 設 費 担 負	69,080,000円	47,976,000円	13,968,000円	7,136,000円
下水処理 負 担	308,637,794円	273,837,794円	7,900,000円 (6,362,972円)	26,900,000円 (17,694,980円)
合 計 【前年度】	377,717,794 円 【390,646,330円】	321,813,794円 【321,696,330円】	21,868,000円 【24,456,000円】	34,036,000円 【44,494,000円】

下水処理負担のうち、()は前年度分精算後の負担金額

4 真鶴町水路改修事業

- (1) 経費の負担方法〔平成元年7月28日付け協定書及び覚書に基づき、平成8年3月6日付け確認書による〕

既存水路の整備事業に充てた地方債の元利償還額について両町で負担する。

負担割合は、両町における排水区域からの雨水流出量を基準とし、次の表により負担した。

	全 体 計 画	両 町 の 内 訳			
		湯 河 原 町		真 鶴 町	
		流 出 量	負 担 割 合	流 出 量	負 担 割 合
流 出 量	8.768m ³ /S	2.164m ³ /S	24.68%	6.604m ³ /S	75.32%

- (2) 両町の負担額

区 分	元利償還額	湯河原町	真 鶴 町
9 月 (負担割合)	1,190,065円 (100.00%)	293,708円 (24.68%)	896,357円 (75.32%)
3 月 (負担割合)	1,362,349円 (100.00%)	336,212円 (24.68%)	1,026,137円 (75.32%)
合 計 【前年度】	2,552,414円 【4,801,884円】	629,920円 【1,185,105円】	1,922,494円 【3,616,779円】

5 し尿処理事業

- (1) し尿処理事業に係る経費の負担方法〔平成8年7月1日付け及び平成14年4月1日付け協定による〕

ア 管理費及び施設費は、当該年度(令和7年度)のし尿処理量の実績割合で負担する。

※令和7年度処理量〔()内は前年度(令和6年度)の数値〕

区 分	し 尿	浄 化 槽	小 計	実績割合
湯河原町	99.97kl (104.51kl)	3,506.01kl (3,652.93kl)	3,605.98kl (3,757.44kl)	51.19% (51.76%)
真 鶴 町	63.03kl (71.65kl)	3,375.35kl (3,430.36kl)	3,438.38kl (3,502.01kl)	48.81% (48.24%)
合 計	163.00kl (176.16kl)	6,881.36kl (7,083.29kl)	7,044.36kl (7,259.45kl)	100.00%

- イ 人件費は、当該年度の給与を算定の基礎とし、次の表により求めた割合で負担する。

区 分	負 担 割 合	
監 理 監 督 業 務 員	課 長 職 の 給 与 ×20%	×当該年度(令和7年度) し尿処理量実績割合
管 理 業 務 員	担当課職員の給与 ×20%	

- (2) し尿処理事業に係る両町の負担額

区 分	総 額	湯河原町	真 鶴 町
管理費・施設費 (負担割合)	4,250,541円 (100.00%)	2,175,852円 (51.19%)	2,074,689円 (48.81%)
人 件 費 (負担割合)	4,172,714円 (100.00%)	2,136,012円 (51.19%)	2,036,702円 (48.81%)
合 計 【前年度】	8,423,255円 【7,620,866円】	4,311,864円 【3,944,560円】	4,111,391円 【3,676,306円】

6 火葬場事業

- (1) 経費の負担方法〔平成7年3月22日付け、平成8年7月1日付け及び平成13年2月9日付け協定による〕

ア 管理費は、実経費額(他市町利用者の使用料を除いた額)を両町の利用件数割合で負担する。

イ 施設費は、斎場施設の改良に要する費用につき、当該年度の4月1日における両町の人口割合により負担する。

※令和7年度利用件数等実績及び負担割合()内は前年度(令和6年度)数値

区 分	R7年度利用件数	R7負担割合	R7年4月1日人口	R7負担割合
湯河原町	442件(439件)	74.78%	22,974人(23,292人)	78.01%
真鶴町	149件(145件)	25.22%	6,474人(6,637人)	21.99%
合 計	591件(584件)	100.00%	29,448人(29,929人)	100.00%

(参考1) 令和7年度他市町分使用料 33,600,000円、火葬件数 482件
 内 熱海市分 29,680,000円、火葬件数 426件
 〔 前年度他市町分使用料 26,290,000円、火葬件数 377件
 内 熱海市分 19,780,000円、火葬件数 284件 〕

(参考2) 令和7年度残骨灰売渡収入 5,926,866円、件数 1,068件
 (前年度残骨灰売渡収入 3,564,637円、件数 958件)

ウ 人件費は、当該年度の給与を算定の基礎とし、次の表により求めた割合で負担する。

区 分	負 担 割 合
監 理 監 督 業 務 員	課 長 職 の 給 与 ×20%
管理業務員	担当課職員の給与 ×20%
×当該年度中(令和7年度)における両町住民の火葬利用数割合	

- (2) 両町の負担額

区 分	総 額	湯河原町	真 鶴 町
管 理 費 (負担割合)	△6,906,358 円 (100.00%)	△5,677,566 円※ (△82.21%)	△1,228,792 円※ (△17.79%)
施 設 費 (負担割合)	4,260,036 円 (100.00%)	3,323,254 円 (78.01%)	936,782 円 (21.99%)
人 件 費 (負担割合)	4,172,714 円 (100.00%)	3,120,356 円 (74.78%)	1,052,358 円 (25.22%)
合 計 【前年度】	1,526,392 円 【6,265,380 円】	766,044 円 【689,558 円】	760,348 円 【5,575,822 円】

※令和7年6月13日付け真鶴聖苑の負担金支払いに関する合意書に基づき、湯河原町の負担金額を減額し真鶴町の負担金額を増額した金額で算出した。

7 共有土地管理事業

(1) 経費の負担方法及び貸付料等収入の分割方法

〔平成17年3月両町議会議決による規約、平成17年3月17日付協定書及び平成30年3月28日付変更協定書による〕

ア 管理経費は、次に掲げる経費とし、管理に要する経費の負担割合は、それぞれの共有土地の持分割合とし、契約に要する経費及び徴収に要する経費の負担割合は、それぞれ2分の1とする。

（ア） 管理に要する経費、契約に要する経費及び徴収に要する経費は、真鶴町が要した人件費のうち、それぞれ次の表の割合とする。

※基準となる人件費：真鶴町職員の平均給与額等(7,602,901円)×年間従事人数

区 分		割 合
管理に 要する 経 費	貸付共有土地	共有土地貸付面積／貸付総面積
	その他 共有土地	(共有土地総面積－共有土地貸付面積) ／(普通財産土地総面積－普通財産土地貸付総面積)
契 約 に 要 す る 経 費		共有土地貸付契約件数／普通財産土地貸付契約件数
徴 収 に 要 す る 経 費		共有土地貸付料／普通財産土地貸付料総額

(イ) 事務経費は消耗品費、燃料費、通信運搬費等とする。(負担割合は、それぞれ2分の1)

イ 共有土地の貸付料及び架設送電線路補償料は、持分割合によってそれぞれの収入とする。

(2) 湯河原町の負担額

区 分		管理経費	湯河原町負担額	負担割合
管 理 に 要 す る 経 費	貸付共有土地	2,609,923円		
	その他共有土地	910,599円		
	小 計	3,520,522円	1,304,001円	持分割合(※) (37.04%)
契 約 に 要 す る 経 費		1,525,012円	762,506円	1／2
徴 収 に 要 す る 経 費		1,295,990円	647,995円	1／2
事 務 経 費		40,000円	20,000円	1／2
採石場跡地測量経費				
前 年 度 精 算 分				
合 計		6,381,524円		
湯河原町負担額 【前年度】			2,734,502円 【2,694,427円】	

※持分割合

共有土地総面積 1,740,551.61㎡ (100.00%)

(うち 真鶴町持分 1,095,837.15㎡ (62.96%))

(うち 湯河原町持分 644,714.46㎡ (37.04%))

(3) 貸付料等収入額

ア 令和8年3月末収入済額

共有土地持分	区 分	貸付料等	真 鶴 町 分	湯河原町分
真 鶴 町 (65/100) 湯河原町 (35/100)	貸 付 料 (現年度) (過年度)	498,269円 (447,733円) (50,536円)	323,874円 (291,026円) (32,848円)	174,395円 (156,707円) (17,688円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	12,864円	8,362円	4,502円
	J R 線 下 補 償	2,130,594円	1,384,886円	745,708円
真 鶴 町 (125/200) 湯河原町 (75/200)	貸 付 料 (現年度) (過年度)	35,766,508円 (33,558,783円) (2,207,725円)	22,354,066円 (20,974,238円) (1,379,828円)	13,412,442円 (12,584,545円) (827,897円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	1,159,443円	724,652円	434,791円
	J R 線 下 補 償	1,453,392円	908,370円	545,022円
合 計 (現年度) (過年度) 【前年度】		41,021,070円 (38,762,809円) (2,258,261円) 【36,422,322円】	25,704,210円 (24,291,534円) (1,412,676円) 【22,827,951円】	15,316,860円 (14,471,275円) (845,585円) 【13,594,371円】

イ 令和7年度調定額

共有土地持分	区 分	貸付料等	真 鶴 町 分	湯河原町分
真 鶴 町 (65/100) 湯河原町 (35/100)	貸 付 料 (現年度) (過年度)	650,080円 (467,433円) (182,647円)	422,552円 (303,831円) (118,721円)	227,528円 (163,602円) (63,926円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	12,864円	8,362円	4,502円
	J R 線 下 補 償	2,130,594円	1,384,886円	745,708円
真 鶴 町 (125/200) 湯河原町 (75/200)	貸 付 料 (現年度) (過年度)	53,415,372円 (35,943,033円) (17,472,339円)	33,384,606円 (22,464,394円) (10,920,212円)	20,030,766円 (13,478,639円) (6,552,127円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	1,159,443円	724,652円	434,791円
	J R 線 下 補 償	1,453,392円	908,370円	545,022円
合 計 (現年度) (過年度) 【前年度】		58,821,745円 (41,166,759円) (17,654,986円) 【58,765,474円】	36,833,428円 (25,794,495円) (11,038,933円) 【36,796,984円】	21,988,317円 (15,372,264円) (6,616,053円) 【21,968,490円】

真鶴駅前及び新福浦立体交差点の 渋滞解消に関する要望(案)

国道 135 号の上下車線では真鶴駅前付近から新福浦立体交差点付近にかけて、朝夕の通勤時間帯や週末の観光客の通行時間帯に渋滞が発生しています。真鶴駅前交差点においては、県はこれまでに安全性の確保の点から県警察と連携し、真鶴駅前交差点の右折滞留スペースの確保、信号機移設等対策、路面標示等による視認性の確保対策を行い、一定の渋滞改善が図られてはおりますが解決に至っておりません。

国道 135 号真鶴駅前付近から新福浦立体交差点付近にかけての渋滞緩和及び解消に向けた現状調査、分析及び整備の検討を要望致します。

令和 8 年 月 日

神奈川県県西土木事務所
 小田原土木センター所長 様

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会

会 長 湯河原町長 内藤 喜文

副会長 真鶴町長 小林 伸行

議 長 湯河原町広域行政特別委員会委員長 山本 俊明

副議長 真鶴町広域行政特別委員会委員長 海野 弘幸

真鶴駅前及び新福浦立体交差点の 渋滞解消に関する要望（案）

国道 135 号の上下車線では真鶴駅前付近から新福浦立体交差点付近にかけて、朝夕の通勤時間帯や週末の観光客の通行時間帯に渋滞が発生しています。真鶴駅前交差点においては、県はこれまでに安全性の確保の点から県警察と連携し、真鶴駅前交差点の右折滞留スペースの確保、信号機移設等対策、路面標示等による視認性の確保対策を行い、一定の渋滞改善が図られてはおりますが解決に至っておりません。

国道 135 号真鶴駅前付近から新福浦立体交差点付近にかけての渋滞緩和及び解消に向けた現状調査、分析及び整備の検討を要望致します。

令和 8 年 月 日

神奈川県小田原警察署長 様

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会

会 長 湯河原町長 内藤 喜文

副会長 真鶴町長 小林 伸行

議 長 湯河原町広域行政特別委員会委員長 山本 俊明

副議長 真鶴町広域行政特別委員会委員長 海野 弘幸

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会水道広域化専門部会設置要領

(設置)

第1条 湯河原町及び真鶴町の水道事業に関し、広域化の推進を図るため、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会（以下「協議会」という。）規約第9条の規定により、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会水道広域化専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 湯河原町及び真鶴町の水道事業の広域化に関すること。
- (2) 真鶴町の実責任水量に関すること。

(組織)

第3条 専門部会は協議会委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、協議会議長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から1年とし、再任は妨げない。

(会長)

第4条 専門部会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外のアドバイザー等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、協議会会長の属する町役場において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成27年11月24日から施行する。